

静岡の森を育てよう！

令和6年度

「静岡ぬくもり推進の空事業」 も設施的公益園地も園・幼稚園・保育園の園舎、及び、社会福祉法第2条に基づく施設

ご案内



新築・改築・改修を行う施設に、木材製品を提供します。



るり幼稚園

ロイヤルスイートホール
せながわ

障害者グレーブホーム

お申込・お問い合わせ・ご相談先 /

静岡ひのき・杉の家推進事業担当事務局
〒420-0011静岡市葵区安西2丁目21番地（静岡木材業協同組合内）
TEL(054)271-7288 FAX(054)271-7268

ホームページ / <http://www.siz-sba.or.jp/chikizai/>

【オクシズ材活用協議会】

静岡市森林組合・井川森林組合・清水森林組合・静岡木材業協同組合・清水港木材協同組合
静岡製材協同組合・静岡大工建築業協同組合・清水建築組合・(社)静岡県建築士会中部ブロック
オクシズネット

オクシズ材を使うことで、 静岡の森を育てることができます。

【事業概要】

この事業は、オクシズ材活用協議会（以下「協議会」という。）が行う、「静岡の空きの空間」公認的施設推進事業です。
静岡市のオクシズ材を、普及啓発および円滑な流通を推進するために実施するものとなります。

【提供内容】

柱や土台、フローリング材など木材製品
・提供する木材製品は、市産材のうち協議会が認証したヒノキまたはスギとする。

・提供数は、金額換算し、新築・改築の場合500万円、改修の場合300万円を超えないものとする。

・なお、使用木材が材積換算で60%以上の認証材を使用した場合は最大100万円の認証加算金を付与する。
※提供数は、予算の範囲以内

【利用可能な施設】

・市内のこども園・幼稚園・保育園の園舎、及び、社会福祉法第2条に基づく福祉施設等を新築・建替えまたは改装すること。

・中山間地域にあって地域の交流スペースとしての公共性を有し、観光交流・教育等の地域振興に資する施設のうち、協議会が認可した建物であること。

・市内にあって不特定多数の利用または来訪が期待される準公共施設のうち、協議会が認可した建物であること。

【他ご利用条件】

※事業費には上限があります事業費が終了した場合はご利用いただけません

・「静岡の森を育てる会」に加入すること。

・木材は、市内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたもの、かつ、工事・施工は、市内で営業する、大工・工務店によって行われること。

・大工・工務店・建築士は、「登録会員」または「賛助会員」に加入すること。

・提供された木材は、申請した建築現場以外では使用しないこと。

・建築現場に市産材使用の表示PRをし、見学会など市産材普及に協力すること。

手続きの流れ

1. 申し込み

毎月の申込締切日：原則各月の第1・第3金曜日

下記申込書類と、添付書類の提出

【申込書類】

- ・様式1号(木材の提供についての申請及び確認書)
- ・様式2号(木材使用内容及び市産材使用計画書)

【添付書類】

- ・確認済証、建築確認通知書1面～6面(写)(申請書(写)でも申込時は可能)
- ・提供材使用図面(立面・平図面)の写し・建築現場案内図(ゼンリン地図など)
- ・建築請負契約書(写)

「静岡の森を育てる会」「登録会員」「賛助会員」各申込書と、申込金(入会金・会費)を一括納入

2. 書類審査会

締切日までに提出された書類を翌日審査(各月の第1・第3土曜日)

3. 決定通知

「決定通知書」(様式3号)を、施工様(施工者)に郵送。
施工者には、手数料の請求書を発行。

4. 手数料の納入

施工者は、「取り扱い手数料」を期日までに納入してください。

5. 引き渡しの打合せ

協議会は、木材の引き渡し方法(日時・場所等)について施工様(施工者)と打ち合わせします。

6. 引き渡し

- ・検品を経た木材を、指定の場所に引き渡し
- ・「受領書」(様式4号)に署名押印
- ・「PRのぼり」の引き渡し ※施工現場に必ず設置願います
- ・他書類の引き渡し ※「市産材使用の証明書」など、実績報告書に使用するもの

7. 実績報告書の提出

- ・「市産材活用ぬくもりの空間証明申請書」(様式5号)、県産材取扱販売管理表(マニュフェスト)の提出
- ・現場写真の提出 ※写真には「現場掲示板」と「PRのぼり」も撮り込むこと

その後、「市産材活用ぬくもりの空間証明書」(様式第6号)を発行します。

費用一覧

令和4年度に本事業に申込を行う際には、下記の費用を納入してください。

◎育てる会入会金。

申請者(施主)は育てる会に入会していただきます。その際入会金として5,000円をお支払いただきます。

◎年会費

対象者	会員区分	会費	摘要
建築士	登録会員	5,000 円	対象：協議会構成団体である社団法人静岡県建築士会 静岡支部又は清水支部に所属する方。
	賛助会員	20,000 円	対象：登録会員以外の方 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000円が必要
施工業者	登録会員	5,000 円	対象：協議会構成団体である静岡大工建築協同組合 又は清水建築組合に所属する方。
	賛助会員	20,000 円	対象：登録会員以外の方で、 市内で大工工務店を営む方。 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000円が必要
木材流通業者	登録会員	5,000 円	対象：協議会構成団体である静岡木材協同組合 又は清水港木材協同組合に所属する方。
	賛助会員	20,000 円	対象：登録会員以外の方で、 市内で木材業を営む県産材取扱業者。 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000円が必要

※登録会員は、それぞれの分野で協議会構成員である各団体に所属している方です。

加入していない場合は、賛助会員として登録してください。

※賛助会員の新規登録料10,000円は、昨年度までに加入了の方は必要ありません。

※会費は、申請(申込)時に一括して納入して下さい。

◎物件取り扱い手数料

対象者	対象工事	金額	納入期限
施工者	1件あたり	決定金額の3%	引き渡しの期日まで

【振込先】

静岡銀行 安西支店 (普) 0518089
才クシズ材活用協議会 会長 渡辺 武
(振り込み手数料は、各自ご負担ください。)